

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	民法の一部を改正する法律の施行に伴い様式の変更を行う誓約書について、定時制及び通信制の課程に対応した様式を追加するため、所要の改正をしようとするものである。	1 誓約書の様式の追加 民法改正に伴い、「①生徒の身上に関する一切の責任の引受け」と「②入学料及び授業料の納付の保証」の2枚に分割する誓約書の②について、定時制及び通信制の課程に対応するものとして、奈良県立学校における授業料等に関する条例第4条の2に規定する「通信教育受講料」を含めた様式を追加する。 (第30条関係、第14号様式関係) 2 施行期日 令和2年4月1日から施行する。 (改正附則関係)

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和二十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第十二号様式及び第十三号様式」を「全日制の課程については第十二号様式及び第十三号様式、定時制及び通信制の課程については第十二号様式及び第十四号様式」に改め、「誓約書を」の下に「、それぞれ」を加える。

第十三号様式の次に次の二様式を加える。

誓 約 書

奈良県立何学校長殿

生徒氏名

上記の者の在学中に生じた入学料（奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第9号）第7条に規定する額）、授業料（同条例第2条に規定する額）及び通信教育受講料（同条例第4条の2に規定する額）の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。

年 月 日

保証人 現住所

本人との関係

氏 名

印

注 保証人は、親権者又は未成年後見人とします。ただし、生徒が成年者である場合は、この限りではありません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(誓約書)</p> <p>第二十条 高等学校の校長は、生徒の入学を許可したときは、全日制の課程については第十二号様式及び第十三号様式、定時制及び通信制の課程については第十一号様式及び第十四号様式による誓約書を、それぞれ提出させなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(誓約書)</p> <p>第二十条 高等学校の校長は、生徒の入学を許可したときは第十二号様式及び第十三号様式による誓約書を提出させなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>

現 行	改 正 後
<u>第14号様式（第30条関係）</u>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p style="text-align: center;">奈良県立何学校長殿</p> <p style="text-align: right;">生徒氏名</p> <p style="text-align: right;">上記の者の在学中に生じた入学料（奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第9号）第7条に規定する額）、授業料（同条例第2条に規定する額）及び通信教育受講料（同条例第4条の2に規定する額）の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保証人 現住所 本人との関係 氏 名 印</p> </div>	
<small>注 保証人は、親権者又は未成年後見人とします。ただし、生徒が成年者である場合、この限りではありません。</small>	
<small>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4番縦型とする。</small>	

民法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会規則の整備について

令和2年2月28日
企画管理室・学校支援課・学校教育課

1. 概要

民法の一部を改正する法律の施行（令和2年4月1日）により、全ての個人根保証契約（※1）について極度額（※2）の設定が義務化されることに伴い、「極度額の定めのない個人根保証契約」に相当する「誓約書（※3）」の位置付けとその記載内容について、所要の変更を行うもの。

（※1）将来発生する不特定の債務を保証するもので、個人を保証人とするもの。

（※2）保証の上限額のこと。

（※3）高等学校及び特別支援学校高等部入学時に徴求するもの。

[根拠規則：奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則第30条]

高等学校総合寄宿舎入寮時に徴求するもの。

[根拠規則：奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則第9条]

2. 法改正内容

（1）個人根保証契約の保証人の責任等の見直し [改正後民法第465条の2]
・個人根保証契約について、保証人の保護の拡充の観点から、保証人が予想を超える過大な責任を負わないようにするため、全ての個人根保証契約について極度額の設定を義務付け、極度額の設定のない契約は無効とする。

（2）身元保証契約 [根拠法：身元保証ニ関スル法律] に与える影響

- ・労働者の行為により使用者が受ける損害の保証等を目的とした契約
- ・条文上の手当てはされていないが、今回の民法改正の趣旨を踏まえ、個人根保証に関する規定が類推適用されると解される。

3. 現行の誓約書の位置付け

（1）前半 本人（=生徒）の身上に関する一切の責任を引き受ける。

- ・訓示規定：保証人（原則親権者）としての役割と責任の確認

・身元保証契約：在学中に生じた損害賠償債務（例：学校備品の弁償）の保証

（2）後半 在学中（在寮中）に生じた債務について、本人が履行しない場合は、保証人が履行する。

- ・極度額の定めのない個人根保証契約

：入学料、授業料、寄宿舎使用料及びこれら以外の諸費用の納付の保証

⇒ 2. (2) の解釈から、誓約書全体が「極度額の定めのない個人根保証契約」に相当するため、改正法施行日までに以下のいずれかの対応が必要となる。

① 極度額を設定し「個人根保証契約」の役割を維持する。

② 債務の範囲及び額を特定し、「特定債務保証契約」に変更する。

③ 「保証人に対する訓示規定（法的拘束力なし）」と位置付ける。

④ 誓約書を廃止する。

4. 誓約書の改正内容

(1) 基本的な考え方

- ・適正な債権管理の観点から、法的な可能な範囲で誓約書に「保証契約」としての役割を残す方針とする。

(2) 法改正後の誓約書の位置付け等

	位置付け		考え方
	変更前	変更後	
前半部分	保証人の役割と責任を確認する「訓示規定」 損害賠償債務等を保証する「身元保証契約」	保証人の役割と責任を確認する「訓示規定」	・身元保証契約が想定する「損害賠償債務」については、在学中に当該債務が生じるか不確定であり、入学時点での極度額設定、債務の特定のいずれも困難であることから、保証契約の役割を外し、訓示規定に含めるものとする。
後半部分	在学中（在寮中）に生じた債務の履行を保証する「極度額の定めのない個人根保証契約」	入学料及び授業料（総合寄宿舎のにおいては使用料）の納付を保証する「特定債務保証契約」	・諸費用については、 ① 学校により名称が異なること。 ② 学校・学科により在学中に生じる諸費用の額に相当の差があること。 ③ 在学中に入学時の想定から必要費用や額が変更となる可能性があること。 から、入学時点での極度額設定、債務の特定のいずれも困難であるため、条例により債務の範囲と額が特定可能な入学料、授業料及び寄宿舎使用料の納付の保証のみとする。 ・なお、諸費用の納付の保証については、前半部分の訓示規定に含むと整理する。

(3) 変更後の誓約書の形式について

- ① 誓約書の形式：前半部分と後半部分を分離し、2枚の誓約書とする。
 　　（特別支援学校高等部については、1枚目のみ徴求）

1枚目：本人の身上に関する一切の責任を引き受ける。
 2枚目：在学中（在寮中）に生じた入学料及び授業料（使用料）の納付について、本人が納付しない場合は、保証人が履行する。
 [債務の範囲と額を特定するため、根拠条例の名称と条項を記載]

② 誓約書を分離する理由

- ・県教委の整理にかかわらず、法的には前半部分が「個人根保証契約に相当するもの」と解される可能性がある。その場合、誓約書全体が「極度額の定めがない個人根保証契約」であるとして、全体の極度額の設定がないことにより、後半部分の保証規定の効力まで否定されるおそれがあるため。

5. 施行期日等

改正法施行日と同じ令和2年4月1日施行とし、令和2年度入学生から新しい書式の誓約書を徴求する。

なお、改正法施行前に締結された保証契約は旧法の規定が適用されることから、令和2年3月末時点の在校生から誓約書を徴求し直す必要はない。

<参考資料1-1> 現行誓約書（高等学校及び特別支援学校入学時）

- 前半部分：生徒の身上に関する一切の責任の引き受け
【位置付け】身元保証契約（損害賠償債務保証等）+保証人の役割と責任を確認する「訓示規定」】
後半部分：在学中に生じた債務の保証
【位置付け】極度額の定めのない個人根保証契約】

誓 約 書	
奈良県立何学校長 殿	私は、在学中諸規則を堅く守り学業に専念します。
年 月 日	科第 学年・年次
	生徒氏名
上記の者の身上に関する一切の責任について引受け、在学中に生じた債務について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。	年 月 日
保証人 現住所 本人との関係 氏名	印

注 保証人、親権者又は未成年後見人とします。ただし、生徒が未成年者である場合は、この限りではありません。
備考 用紙の大きさは、日本工業企画A列4番縦型とする。

<参考資料1-2> 改正後誓約書（高等学校及び特別支援学校高等部入学時）

○1枚目：生徒の身上に関する一切の責任の引き受け
【位置付け：保証人の役割と責任を確認する「訓示規定」】

○2枚目：条例に規定のある入学料及び授業料の納付の保証
【位置付け：特定債務保証契約】

年 月 日	科 第	学 年・年 次	生 徒 氏 名	上記の者の身上に関する一切の責任について引き受けます。
奈良県立何学校長 殿	奈良県立何学校長 殿	奈良県立何学校長 殿	奈良県立何学校長 殿	年 月 日
誓 約 書	誓 約 書	誓 約 書	誓 約 書	保 証 人 現住 所 本人との関係 氏 名

年 月 日	科 第	学 年・年 次	生 徒 氏 名	上記の者の中じた入学料（奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第9号）第7条に規定する額）及び授業料（同条例第2条に規定する額）の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。
奈良県立何学校長 殿	奈良県立何学校長 殿	奈良県立何学校長 殿	奈良県立何学校長 殿	年 月 日
誓 約 書	誓 約 書	誓 約 書	誓 約 書	保 証 人 現住 所 本人との関係 氏 名

注 保証人、親権者又は未成年後見人とします。ただし、生徒が未成年者である場合は、この限りではありません。
備考 用紙の大きさは、日本産業企画A4番縦型とする。

注 保証人、親権者又は未成年後見人とします。ただし、生徒が未成年者である場合は、この限りではありません。
備考 用紙の大きさは、日本産業企画A4番縦型とする。

<参考資料2-1> 現行誓約書（総合寄宿舎入寮時）

- 前半部分：入寮者の身上に関する一切の責任の引き受け受け
【位置付け：身元保証契約（損害賠償債務保証等）+保証人の役割と責任を確認する「訓示規定」】
- 後半部分：在寮中に生じた債務の保証
【位置付け：極度額の定めのない個人根保証契約】

誓 約 書	
奈良県立高等学校総合寄宿舎 審長殿	
在寮中は、諸規則を守り秩序ある共同生活をすることを約束します。	
年	月 日
在学高等学校名 学科及び学年 氏名	印
上記の者の身上に関する一切について引受け、在学中に生じた債務について、本人が履行しない場合は、私が代って履行します。	
年	月 日
保証人住所 氏名	印

<参考資料2-2> 改正後誓約書（総合寄宿舎入寮時）

- 1枚目：入寮者の身上に関する一切の責任の引き受け
【位置付け：保証人の役割と責任を確認する「訓示規定】】

誓 約 書	誓 約 書	誓 約 書
奈良県立高等学校総合寄宿舎 審長殿	奈良県立高等学校総合寄宿舎 審長殿	奈良県立高等学校総合寄宿舎 審長殿
在寮中は、諸規則を守り秩序ある共同生活をすることを約束します。		
年 月 日	年 月 日	年 月 日
在学高等学校名	在学高等学校名	在学高等学校名
学科及び学年	学科及び学年	学科及び学年
氏 名	氏 名	氏 名
上記の者の身上に関する一切の責任について引受けます。		
年 月 日	年 月 日	年 月 日
保証人住所	保証人住所	保証人住所
氏 名	氏 名	氏 名

- 2枚目：条例に規定のある使用料の納付の保証
【位置付け：特定債務保証契約】

誓 約 書	誓 約 書	誓 約 書
奈良県立高等学校総合寄宿舎 審長殿	奈良県立高等学校総合寄宿舎 審長殿	奈良県立高等学校総合寄宿舎 審長殿
寮生氏名		
年 月 日	年 月 日	年 月 日
上記の者の在寮中に生じた使用料（奈良県立高等学校総合寄宿舎条例（昭和56年3月奈良県条例第32号）第4条に規定する額）の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。	上記の者の在寮中に生じた使用料（奈良県立高等学校総合寄宿舎条例（昭和56年3月奈良県条例第32号）第4条に規定する額）の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。	上記の者の在寮中に生じた使用料（奈良県立高等学校総合寄宿舎条例（昭和56年3月奈良県条例第32号）第4条に規定する額）の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。
保証人住所	保証人住所	保証人住所
氏 名	氏 名	氏 名
印	印	印